

西六郷三丁目公園における移動販売車（キッチンカー等）の導入事業の募集要項  
～MACHIKADO OTA PARK BOOTH～

1. 公募目的

移動販売車（キッチンカー等）の出店により、公園の利用促進・魅力向上を図ることを目的とする。

2. 募集概要

(1) 出店場所

西六郷三丁目公園（大田区西六郷三丁目 16 番 16 号） 詳細は資料 1 を参照。

(2) 募集事業者数

最大 11 事業者

(3) 出店期間及び営業可能時間

① 出店期間：令和 7 年 4 月 26 日（土）～令和 7 年 5 月 6 日（火）（予定）

② 営業可能時間：午前 10:00 から午後 4:00 まで（設営・撤去時間を除く）

※荒天等により、区の判断で事業を中止することがある。

(4) 求める出店内容のコンセプト

- 西六郷三丁目公園の魅力向上に繋がるもの
- 公園利用者の利用促進に資するもの

(5) 公園利用者の利用促進に資する販売品目

- 飲食物（自動車関係の営業（調理営業・販売業））で東京都内の保健所から許可を得ているもの
- 物販（公園の利用促進に寄与する物品、サービス等）

※サンプル品等の配布は含まない。

(6) 許可方法及び出店に伴う料金について

大田区立公園条例第 5 条に基づく公園の制限行為の許可とし、手続きは区が行う。

その他、出店に関わる各種手続き等は、応募事業者で行うものとする。

本事業では大田区立公園条例第 12 条に基づくその他の占用料を徴収するものとし、区が指定する期間までに納入すること。

なお、既納のその他の占用料は大田区立公園条例第 19 条に規定するとおり還付しない。

種別	単位	金額
その他の占用	1 平方メートル　1 日	45 円（参考価格）

3. 実施条件等

(1) 実施条件

- 区は出店に伴い発生した施設の損害賠償及び第三者への損害は、一切の賠償の責を負わない。そのため、本事業実施に係わる自らのリスクが担保できる保険（PL 保険及び施設賠償保険等）に加入し出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は応募事業者が一切の責を負うこと。また、申請時に保険の写しを提出すること。なお、区へ提出した保険の写し等は事業終了後に廃棄する。

- 飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者等の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方。東京都内の許可）を有するもの。なお食品衛生法の改正（令和3年6月1日以降）により要許可業種と届出が不要な業者以外の営業者は保健所に届け出を出すこと。
  - 物販等の出店に際して、協力者間及び第三者との間でトラブルが発生した場合には、応募事業者がその責任と費用をもって一切解決するものとし、区は、何らの責任を負わないものとする。
  - 雨天荒天等により、やむをえず中止になる場合がある。その場合の補償等はない。
  - 応募事業者は、区の指示及び各種法令を遵守すること。
  - 事業の実施に当たり区の歳出はないものとし、区の補助金等も活用しないこと。
  - 応募事業者による取組が関係法令に違反し又は応募内容に反し又は申請に虚偽があった場合、若しくは著しく不適切である場合又は緑地管理その他公益上やむを得ない必要がある場合は、区は本事業を取り止めさせることがある。
  - 応募事業者は実施前に、現場責任者や窓口等連絡体制を区に報告すること。
  - 本事業は応募事業者自らが実施するものとし、第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- (2) 出店場所・面積
- 資料1の園内図のうち区が指定する区画内約・15 m<sup>2</sup>以内とする。
- (3) 移動販売車の基準
- 移動販売車を使用する場合は区が指定する区画内約・15 m<sup>2</sup>以内とし、索引車は許可しない。
- (4) 設備等
- 実施区域にライフルайн（電気・上下水道・ガス）の引込みがなされていないことを了承した上で実施者が用意すること。
  - 利用者向けの仮設テーブルおよびイスは事業期間にのみ設置することが可能である。
- (5) 日報の提出
- 出店後は翌営業日中に日報で販売実績等について報告すること。詳細は、「日報」（様式-3）を参照すること。
- (6) ごみの処理
- 販売した飲食物の空き容器等を廃棄するためのごみ箱をキッチンカーの直近に見やすく設置し、かつ既設のごみ箱に隣接して1台設置することとする。  
また、排出するごみは分別して適切に処分すること。  
なお、出店により発生した廃油、汚水等についても出店者が持ち帰り適正に処分すること。
  - 管理者が清掃時に拾ったごみについても、ごみを発生させた移動販売車等が特定できた場合は実施者側で処分すること。
  - 出店者が公園を退去する際は、周囲にごみが散乱していないか確認し、必要に応じて処分すること。
- (7) 衛生面
- HACCPに沿った衛生管理を実施し、食中毒の予防に取り組むこと。

- 食中毒等予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある。
  - アレルゲン表示の義務は食品表示法であらかじめ容器包装に入れられた加工食品に限られているが、各事業者の判断で消費者への配慮を行うこと（正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等）。
- (8) 移動販売車等の走行又は駐車
- 移動販売車等は指定されたルートから出入りし、指定場所以外に車両を駐車することはできない。
  - 敷地内での走行時は、ハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先に速度 10 km/h 以下で走行すること。
- (9) その他の事項
- 前日までに指定する場所からの鍵の貸出を済ませ、当該事業者の実施最終日後に速やかに返却すること。なお、貸出期間中の鍵の管理は、適切に行うこと。また、複製や利用日以外の使用が確認された場合は、今後当該事業に参加できないものとする。
  - 実施者は、荒天・自然災害等でやむを得ず営業休止又は中止する場合は事前に区に連絡すること。
  - 実施者は、区による利用制限や施設の撤去の指示に従うこと。
  - 移動販売車等及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで利用者が快適に過ごせるよう努めること。
  - 本事業終了後、区は、公園施設を原状に回復するなど公園及び緑地管理上必要な措置を指示することがある。実施者は、当該原状回復終了後、必要に応じて区が指定する者の検査を受けること。
  - 出店に際して宗教活動及び政治活動を行わないこと。
  - 思想信条及び主義主張の喧伝・流布をしないこと。
  - 許可内容（公園内の出店情報等）と関係のない広告等は行なわないこととし、10 m<sup>2</sup>を超える広告物を掲示しないこと。
  - 実施者は、来園者の移動動線及び園内利用を阻害しないよう配慮すること。
  - 公園利用者や近隣住民に影響を与える行為（園内を歩きながらのチラシの配布）、拡声器等を使用した呼び込み、BGM の使用は禁止する。
  - 実施者は、実施区域が禁煙であることを了承した上で本事業を実施すること。
  - 実施者は、近隣に対し、騒音や視線、悪臭、照明、衛生等の配慮を行うこと。
  - 実施者は、近隣からの苦情等が発生した場合は、責任と誠意を持って速やかに対処すると併に、その内容を区に報告すること。
  - 本事業の PR（ポスター掲示、SNS 等での告知等）に協力すること。
  - その他不明な点については、担当者と協議すること。

#### 4. 参加条件等

##### (1) 参加資格要件

応募事業者の参加資格要件は以下のとおりとする。

- 本事業の趣旨及び目的を理解の上、「3. 実施条件等」を厳守し、本事業を実施することができる者であること。
- 本事業の実現に向けた関係者との調整を積極的に実施する事業者であること。
- 応募及び本事業の実施に際して必要となる一切の費用を自ら負担することに同意する事業者であること。
- 公序良俗に反しない取組を実施する事業者であること。
- 大田区における契約に関する特約（暴力団特約）の趣旨を理解し、本事業において特約の内容を遵守する事業者であること。

##### (2) 欠格事項

応募事業者が以下の欠格事項のいずれかに抵触する場合は、応募することができない。

また、選定後に、欠格事項に抵触することが判明した場合は、選定を取り消すこととする。

- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者
- 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、区の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）
- 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、区の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）
- 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状態が不健全であると判断される者
- 国税又は地方税を滞納している者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告を受けた者
- 募集要項公表後、本事業に関して、担当部局への事務的な連絡（書類提出に係る事前連絡、応募に当たっての質問等）及び法令の確認等を除き、区の事前の許可なく区職員に接触した者

## 5. 応募方法等

### (1) 日程

募集要項等の公表	令和7年1月21日（火）
質問事項の締切	令和7年1月27日（月）正午必着
質問事項への回答	令和7年1月31日（金）予定
応募書類提出期限	令和7年2月4日（火）正午必着
応募書類の確認及び出店日調整期間	令和7年2月4日（火）から令和7年3月14日（金） ※応募事業者数により短縮する場合があります。
結果通知	令和7年3月14日（金）予定
占用料の納付書交付	令和7年4月4日（金）から令和7年4月11日（金） 公園課へ来庁すること。
占用料の納付期限	令和7年4月15日（火）まで

※期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

### (2) 質疑応答

質問がある場合は「質問書」（様式-2）を締切期限までに電子メールやFAX及び持参のいずれかにて「8. 問合せ先」へ提出してください。

なお、受信の確認は、区から質問者に対して翌営業日中に行います。

また、回答については、提出された質問事項を統合した共通の回答書を個別に送付します。

### (3) 応募書類

関係法令、大田区立公園条例を遵守し、かつ募集要項に記載された条件を満たすとともに、必要な確認を行った上で、「応募書類」（様式-1）に記載してある提出書類を作成してください。

### (4) 書類の提出方法

応募書類を提出期限までに、電子メールやFAX及び持参のいずれかにて「8. 問合せ先」へ提出してください。

### (5) 注意事項

「4. 参加条件等」を熟読し、条件等を満たすことを確認の上、応募してください。

## 6. 審査方法等

### (1) 審査等

確認：提出された応募書類を基に「4. 参加条件等」に記載する条件に応募者が合致すること等について確認を行う。

審査：公園課が応募書類の出店コンセプト及び評価項目を基に加点し、合計点を算出する。合計点数が高い事業者から出店日を割り当てる。同点だった場合は応募書類の受領時刻の早い事業者を加点する。

備考：応募者多数の際には区内事業者を優先する。

また区外事業者でも大田区で移動販売車（キッチンカー等）を出店したことのある事業者を加点する。（出店実績がわかるもの又はイベント名、主催、開催場所の三点を明記してください。）

評価項目	評価視点
公園の利用促進・魅力向上	公園の利用促進や魅力向上についてどのように貢献できるかを評価する。
地域への波及効果	地域への波及効果について評価する。
ゴミの回収・処分、清掃方法など環境への配慮	包装容器等の回収・処分方法、清掃の実施方法、環境配慮型機器（容器や発電機等）の使用について評価する。
移動販売車（キッチンカー等）の導入事業に係る区民への広報	事業者が所有するSNS等での周知や公園課にて作成予定のチラシに掲載するイラスト等を評価する。

(2) 結果通知

- 審査結果は、応募事業者全員に文書で通知します。
- 審査経過は公表しないものとし、選定結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けません。
- 最終審査結果については、本区のホームページ等に公表します。

(3) その他

- 本事業への募集に要する一切の費用（提出書類の作成及び提出に関する費用等）は応募者の負担とします。
- 提出すべき書類に不備や虚偽内容が記載されている場合は、審査対象としません。
- 提出書類等の著作権は応募者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合があります。

## 7. 準備期間における注意事項

選定された応募者は、選定後に実施する区及びその他関係者との調整や会場の使用方法等の検討を実施する協議の場に必ず出席すること。

## 8. 問合せ先

大田区都市基盤整備部公園課計画調整担当

担当：池寄（いけぎ）、鈴木、志村

所在地：〒144-0047 大田区萩中三丁目 26 番 46 号（本庁舎分室）

電話：03-6715-1825

FAX：03-3744-8955

電子メール：[koen@city.ota.tokyo.jp](mailto:koen@city.ota.tokyo.jp)

### 【別添資料】

資料1 対象公園概要及び対象公園詳細

### 【様式集】

様式-1 応募書類

様式-2 質問書

様式-3 日報